

# しべちゃ アドベンチャースクール 2025

- ▶期間：5月から令和8年2月まで
- ▶受講生：小学4～6年生
- ▶募集定員：受講生30人
- ▶スタッフ：中学生および高校生
- ▶参加料：ステージによっては参加費をご負担いただく場合があります。
- ▶申込期限：4/18(金)までに二次元コードからお申し込みください。
- ▶問い合わせ：教育委員会社会教育課社会教育係 ☎485-2040（開発センター内）

受講生・スタッフ募集！



## 活動内容

※下記の講座の他に開講式と閉講式があります。  
※活動内容および時期は変更となる場合があります

Stage  
01

### カヌー体験講座（5月）



初めての活動は、「レイクサイドとうろ」にてカヌー体験を行います。みんなで協力し絆を深めましょう。

Stage  
02

### 西別岳登山（6月）



標茶町最高峰の山である西別岳を鶴居村の子どもたちと合同で登山します。みんなで協力して山頂を目指しましょう。

Stage  
03

### 2町村合同宿泊研修（8月）



ネイパル厚岸で鶴居村の子どもたちと3泊4日一緒に活動します。忘れられない夏の思い出を作りましょう。

Stage  
04

### 乗馬体験講座（9月）



「どさんこRanch」にて乗馬体験とワークショップを行います。普段見ることのない動物と触れ合いましょう。

Stage  
05

### 秋の散策活動（10月）



京都大学演習林にて鶴居村の子どもたちと一緒に活動を行います。演習林を散策しながら秋ならではの自然を満喫しましょう。

Stage  
06

### ワカサギ釣り体験講座（2月）



最後の活動は「レイクサイドとうろ」にてワカサギ釣りを行います。冬の寒さを感じながら、標茶町の良さを味わいましょう。

特別  
講座

### 水辺の楽校祭（8月）



川の中に入り、水中に生息する生物の観察や調査を行い、川に対する理解を深めましょう。

特別  
講座

### 自然は僕らの学校（9月）



標茶高校主催の「自然は僕らの学校」に参加し、標茶高校の生徒と一緒に自然について楽しく学習しましょう。

# 令和7年度 こども健康カレンダー

		4・7・12カ月健診	1歳6カ月健診	3歳児健診	5歳児健診 (予定)
受付時間		偶数月…13:00～13:15 奇数月…9:30～9:45	9:30～9:45	9:30～9:45	PM
令和7年	4月	17日	—	17日 令和4年 2・3月生まれ	—
	5月	22日	22日 令和5年 9・10月生まれ	—	22日
	6月	19日	—	19日 令和4年 4月・5月生まれ	—
	7月	17日	17日 令和5年 11・12月生まれ	—	17日
	8月	21日	—	21日 令和4年 6・7月生まれ	—
	9月	18日	18日 令和6年 1・2月生まれ	—	18日
	10月	16日	—	16日 令和4年 8・9月生まれ	—
	11月	20日	20日 令和6年 3・4月生まれ	—	20日
令和8年	12月	18日	—	18日 令和4年 10・11月生まれ	—
	1月	22日	22日 令和6年 5・6月生まれ	—	22日
	2月	19日	—	19日 令和4年12月・ 令和5年1月生まれ	—
	3月	19日	19日 令和6年 7・8月生まれ	—	19日

## 乳幼児健康診査

- 対象月のお子さんには個別通知します。
- 人数などにより、受付時間が変更になる場合があります。
- 欠席する場合はふれあい交流センターに連絡してください。

## 歯科検診 (フッ素塗布)

▶対象：歯が生えてから就学前の子ども

▶日程：**4月25日(金)**、**11月21日(金)**

▶受付時間：9：40～10：00

年2回実施します。

事前の申し込みは不要です。受付時間までに母子健康手帳、バスタオルをお持ちください。また、フッ素塗布希望者は500円をお持ちください。

## 令和7年度から5歳児健診が始まります

5歳ころになると基本的な生活習慣が身に付き、社会性が育つことで集団のなかでの生活ができるようになってきます。5歳児健診ではお子さんの集団でのなじみにくさなどの「にがて」な部分に早く気づき、お子さんや保護者が安心して小学校生活を迎えられるようお手伝いするために実施します。令和7年度の対象になるお子さん(令和2年4月2日以降の生まれ)には個別で案内しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

## 実施場所・問い合わせ

ふれあい交流センター母子保健係 ☎ 485-1000

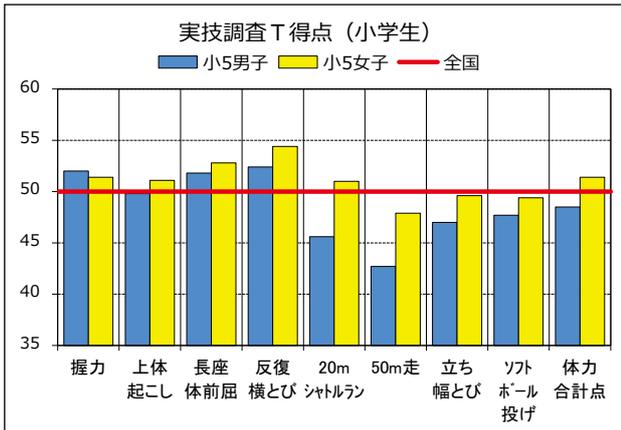
# 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」調査結果

スポーツ庁では、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することを目的とし、小学校5年生および中学校2年生を対象とした「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しています。今年度の調査期間は4～7月で、8種目の実技調査及び質問紙調査が行われました。

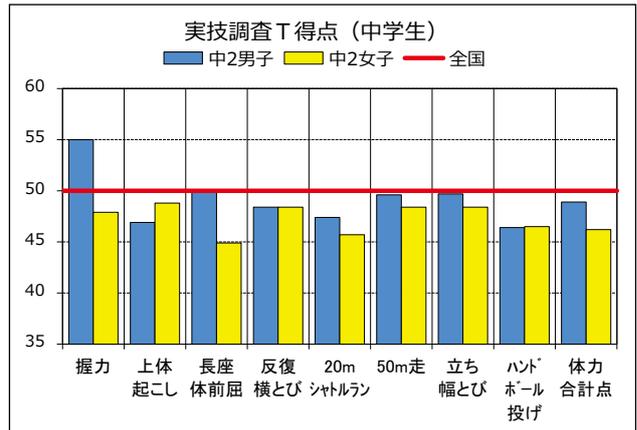
本調査により測定できるのは体力などの特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、令和6年度の標茶町小学校5年生47人、中学校2年生54人の調査結果の概要をお知らせします。

## 1 結果の概要 ～ 種目別の結果

### 【小学校】



### 【中学校】

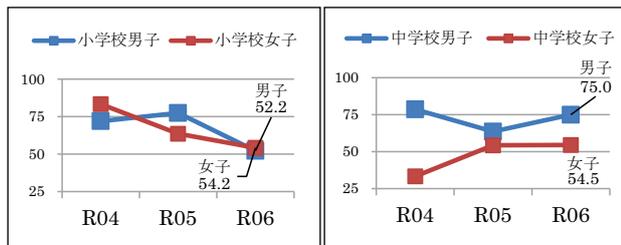


上のグラフは、全国平均を50としたときの本町の児童生徒の結果です。今年度の体力合計点は小5女子が上回り、小5男子、中2男子、中2女子が下回る結果となりました。種目別では、小5男子は3種目、小5女子は5種目において全国平均を上回り、中2男子は2種目上回り、他の種目は全国平均の同程度の結果となりました。中2女子は5種目において全国平均と同程度の結果でした。日常的に運動する機会を増やすことが必要です。

## 2 児童生徒質問紙調査から

### ◇ 「運動やスポーツは大切なものか」

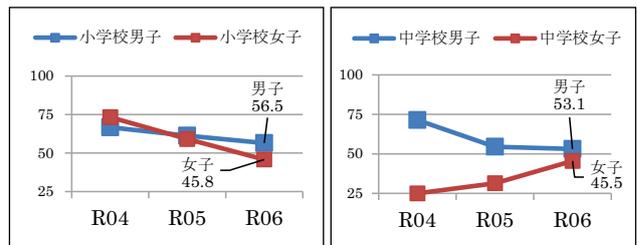
(単位は「%」)



昨年度に比べ、小学校は減少傾向、中学校は男子が増加、女子は横ばい傾向です。生涯にわたって心身の健康を保持増進するため、運動やスポーツを大切だと考える意識が大切です。学校と家庭、地域が連携し子どもたちが楽しく体を動かす機会を充実させ、運動やスポーツへの興味につなげていきたいです。

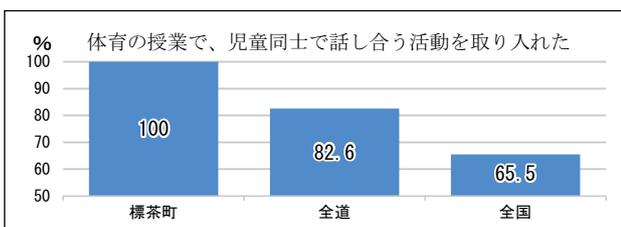
### ◇ 「小学校(中学校)を卒業しても自主的に運動したいか」

(単位は「%」)

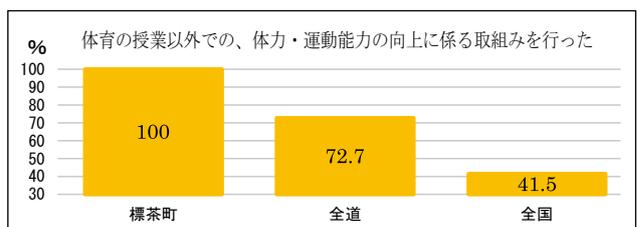


昨年度に比べ、小・中学校の男子は横ばい傾向、小学校女子は減少し、中学校女子が増加しています。今後も、運動の楽しさを味わう機会を増やすとともに、体育の授業だけではなく、自宅での手軽な運動、家族や仲間と楽しみながら体を動かす運動習慣を身に付け、進んで運動に親しむ態度を育んでいきたいと考えます。

## 3 学校質問紙調査から



標茶町の全ての小学校で、体育の授業中に児童同士の話し合い活動を積極的に取り入れています。お互いの考えを尊重し合ったり、よりよい動きを考えたりすることにつながっています。



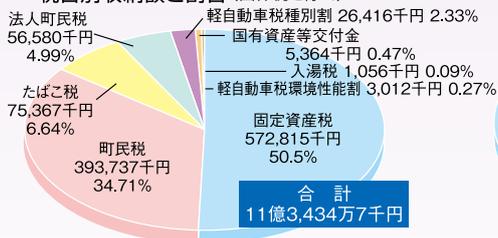
標茶町の全ての中学校で、体育の授業以外での体力・運動能力の向上に係る取り組みを進めています。このような取り組みを継続し、自主的に運動しようとする生徒を育てていきます。

納税へのご協力ありがとうございます

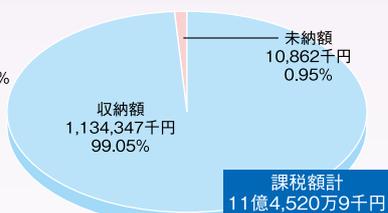
# 令和5年度 町税の納付結果をお知らせします

## ■令和5年度課税分

### 税目別収納額と割合(国保税を除く)

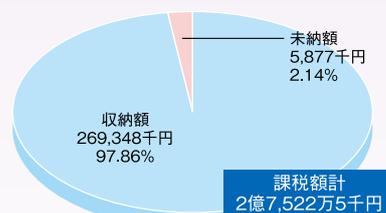


## ■令和5年度課税分町税の収納額と未納額(国保税を除く)



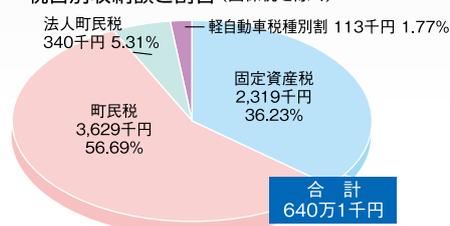
## ■令和5年度課税分

### 国民健康保険税収納額と未納額

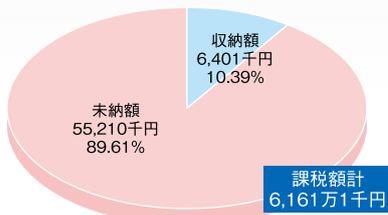


## ■令和4年度までの滞納分

### 税目別収納額と割合(国保税を除く)

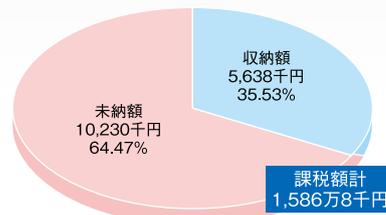


## ■令和4年度までの滞納分町税の収納額と未納額(国保税を除く)



## ■令和4年度までの滞納繰越分

### 国保税収納額と未納額



## ■悪質滞納者には厳しく対応

本町では、納税者との話し合いによる滞納解消に努めています。納税相談の結果、一括で納付できない方は収入に応じた分割納付、疾病・負傷のある方は納付の猶予などが認められる場合があります。一定の収入がありながら「納付の約束を一方向的に守らない」「再三にわたり納付の要請に応じない」といった悪質滞納者には、預金・給与を差し押さえるなど、厳しく対応しています。

資金力があるのにも関わらず「再三の催告に応じない」「高額滞納がある」などの滞納者については、**釧路・根室広域地方税滞納整理機構**へ収納の引き継ぎを行っています。同機構では、釧路・根室管内の町村に代わって、広範囲な調査を行い、預金・給与や土地・建物などの財産を差し押さえて、公売などの処分を専門的に行います。令和5年度は本町から同機構へ785万円の税額を引き継ぎ、うち344万円が収納されました。(収納率約44%)

## ■お困りの方は早めの相談を

特別の事情があり納付が困難な方は、早めにご相談ください。昼間の相談が困難な方は、夜間相談窓口をご利用ください。(日程は17ページ参照)

## ■全国のコンビニでも納付が可能です

「平日の昼間は忙しくて納められない」「長期間出張することになった」など、役場や町内の金融機関での納付が難しいという方はコンビニ納付をご利用ください。

## ■自宅にいながら納付が可能です

地方税共同機構が提供する「地方税お支払いサイト」を利用することで、自宅にいながら、クレジットカード決済(別途手数料が必要)、各種スマートフォン決済アプリで納付手続きが可能です。

また、納付書に印刷しているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、電子マネーにより決済を行うこともできます。



納付の際は、**期別と納期限**をよく確認し、納付書を切り取ってお支払いください。  
期別を間違えて納付すると、督促状が発送されることがありますのでご注意ください。

◆問い合わせ/役場税務課納税係(1階⑩番窓口☎485-2111㊟155)